

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月20日現在

機関番号：21402

研究種目：若手（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720218

研究課題名（和文） ヨーロッパ国際法の普遍化に東アジアが与えた影響

研究課題名（英文） East Asia's Influence on the Universalization of European International Law

研究代表者 豊田哲也（TOYODA TETSUYA）  
（国際教養大学・准教授）

研究者番号：40436506

## 研究成果の概要（和文）：

本研究の基本的な目的は、ヨーロッパ国際法が普遍化する過程において東アジアが果たした役割を明らかにすることにあつた。ヨーロッパでの国際法理論の形成における東アジアの貢献には大きく分けて二つの段階があり、第一段階は、おおよそ19世紀前半頃までの時期に、ヨーロッパ国際法の現実の適用範囲がほぼヨーロッパ域内にとどまり、ヨーロッパ国際法の普遍化のための東アジアの貢献がもつぱら理論的要素としての用いられることにとどまっていた段階であると考えられる。そして、第二段階は、19世紀後半以降に、ヨーロッパ国際法の現実の適用範囲が東アジアに拡大し、東アジア諸国との外交関係において実際に国際法を適用する実践を通じて、ヨーロッパ国際法の内容が変化していく段階である。

第一段階の問題群については、東アジアが実際にヨーロッパ諸国と深い関わり合いを持つようになる以前から、ヨーロッパ国際法に一定の影響を与えていたことを明らかにするための史料を収集しており、その分析を進め、論文化の作業を急いでいるところである。

他方で、ヨーロッパ国際法の東アジアによる普遍化の第二段階については、国際法が東アジアの国際関係をどのように変化させたかという観点ではなく、東アジアの国際関係に適用されることを通じて、ヨーロッパ文明に根差す近代国際法がどのように変化していったかを明らかにしなければならない。国際法の諸規則を東アジア諸国の政府関係者が理解・納得できるような形で説明しようとする過程で、ヨーロッパ国際法の法規則内容を普遍的に適用・受容可能なものとしていかに得なかつたのであろうと思われるが、その点についての史料はいまだ十分に収集できておらず、さらにロシア外交を視野に知れば全体像が見えてこないことも分かり、作業を取りまとめる段階に至っていない。

## 研究成果の概要（英文）：

The main purpose of the present project was to clarify the role of East Asia in the process of universalization of European international law, which had two phases. The first was the phase where, until the first half of the Nineteenth century, the real sphere of application of European international law was limited to Europe itself and thus the universalization, under East Asia's influence, of European international law remained purely theoretical. The second phase comes in the latter half of the Nineteenth century, where the real sphere of application of European international law extended to East Asia, where European international law went through changes because of the practice of international law in European diplomacy with East Asian powers.

As to the issues related to the first phase, quite a few historical documents have been collected to clarify the influence of East Asia on European international law since well before the intensification of intercourse between European and East Asian powers. Work of analysis and academic writing must be pursued and finished as soon as possible.

As to the issues related to the second phase of East Asia's influence on European international law, the question is not how international law changes East Asian relations, but how its application in East Asia affected European international law which had a civilizational bias until then. It is assumed that rules of European international law must have been modified into universally applicable and acceptable norms, but there had not been sufficient collection yet of diplomatic documents to prove this assumption. It became apparent that, in order to get the full perspective of the process in question, Russian diplomacy in the Nineteenth century must be taken in consideration; which is mostly the reason why this research is not concluded yet in the form of a book publication as expected.

#### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：

科研費の分科・細目：

キーワード：国際法史、文明間の交流、欧州中心主義批判

#### 1. 研究開始当初の背景

一般に、近代国際法はヨーロッパ社会を基盤として形成され、ヨーロッパ諸国の世界進出とともにその適用範囲を拡大していったとされる。この通説的な理解によれば、非ヨーロッパ諸国が、既成の近代国際法に加入し、そのことによって、それまでは「ヨーロッパの国際法」でしかなかった近代国際法が「ヨーロッパの(European)」という限定を伴わない普遍的な法となったのだということになる。最近の国際法史研究においては、一方で、ヨーロッパ以外の地域的な国際法システムの存在を重視した文際的なアプローチからの国際法史研究が提唱され(その代表的論考として Onuma Yasuaki, "When was the Law of International Society Born?" (2000) 2(2) *Journal of the History of International Law*, 1-66 など)、他方で、19世紀後半以降の東アジアでの近代国際法を受容がどのような経過を辿ったかについての高度の研究(例えば、韓相熙

「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法を受容(一)～(四・完)」法政研究(2007年～08年)など)が積み重ねられてきている。

後に本研究へと結びつくことになる申請者のそもそもの疑問は、これらの研究において、近代国際法が19世紀以前は「ヨーロッパの国際法」でしかなかったという認識が当然の前提とされていることについてのものである。確かに、19世紀以前のヨーロッパ人に共有されていた国際法は実際はヨーロッパだけに適用される法であった。申請者は、19世紀以前の世界において複数の地域国際法システムが共存していた点についても、19世紀にはじめて東アジアでヨーロッパ国際法を受容されたとの点についても通説的見解と認識を共有する。しかしながら、イスラムの国際法が「平和の家(dar al-islam)」と「戦争の家(dar al-harb)」を

峻別し、華夷秩序思想が「化外」を無秩序領域として観念したのに対して、いわゆる法実証主義国際法以前の国際法、すなわち19世紀前半までのヨーロッパ国際法は非ヨーロッパ地域も、理論上は、その適用対象に含めていたという点を看過してはならないのではなかろうか。すなわち、ヨーロッパ国際法が、実際上はともかく、理論上、普遍的な適用を前提とするものだったことにも一定の注意を払わなければならないのではないかということである。

そうしたヨーロッパ国際法の理論上の普遍性を踏まえるならば、ヨーロッパ国際法は、それが現実に普遍化する以前から普遍的な理論構築への指向性を持っていたということになる。申請者は、この点について既に一定の検討を行い、未熟な形ながらも、2006年に論文("L'aspect universaliste du droit international européen du 19ème siècle et le statut juridique de la Turquie avant 1856 (19世紀ヨーロッパ国際法の普遍主義的側面と1856年以前のトルコの法的地位)", *Journal of the History of International Law*, Vol. 8(1)として公表したところである。

## 2. 研究の目的

申請者は、上述の問題意識を出発点として、ヨーロッパ国際法が普遍化する過程において東アジアが果たした役割を明らかにしたいと考えるようになった。それが本研究の基本的な目的である。現在の申請者の考えによれば、ヨーロッパでの国際法理論の形成における東アジアの貢献には大きく分けて二つの段階がある。第一段階は、およそ19世紀前半頃までの時期に、ヨーロッパ国際法の現実の適用範囲がほぼヨーロッパ域内にとどまり、ヨーロッパ国際法の普遍化のための東アジアの貢献がもつぱら理論的要素としての用いられることにと

どまっていた段階である。第二段階は、19世紀後半以降に、ヨーロッパ国際法の現実の適用範囲が東アジアに拡大し、東アジア諸国との外交関係において実際に国際法を適用する実践を通じて、ヨーロッパ国際法の内容が変化していく段階である。申請者が上述の論文で論じたのは、前者の段階における問題群の一部であった。本研究においては、18世紀～19世紀の国際法理論の展開における東アジアの役割を示す資料をさらに幅広く拾い集め、東アジアが、ヨーロッパ国際法の形成過程を通じて、しかも、実際にヨーロッパ諸国と深い関わり合いを持つようになる以前から、ヨーロッパ国際法に影響を一定の与え続けていたことを明らかにしたいと考えている。

まず、ヨーロッパ国際法の東アジアによる普遍化の第一段階については、国際法の古典とされている文献をその関連文献とともに、東アジアとの関係の観点から読み直していく作業が必要となる。プーフェンドルフがイスラム教徒を意識しながら一夫多妻制は自然法に反しないと主張したこと、ヴォルフが儒教哲学を称賛してハレ大学を追放されたことなどのエピソードはよく知られているが、これらの文際的な感性を持った自然法学者ら（彼らは国際法学者でもあった）が、その具体的な論述において中国や日本についてどのように言及しているか、その言及の内容は正確なのか、という点が検討されることはほとんどなかったし、ましてや、それらの網羅的・体系的な検討は行われてこなかった。これが本研究の一つ目の大きな課題となる。

そして、ヨーロッパ国際法の東アジアによる普遍化の第二段階については、国際法が東アジアの国際関係をどのように変化させたかという観点ではなく、東アジアの国際関係に適用されることを通じて、ヨーロッパ文明に根差す近代国際法がどのように

変化していったかを明らかにしなければならぬ。東アジアに派遣された欧米の外交官らは、東アジア諸国の政府に対して、国際法に基づく様々な主張を行わなければならない立場にあった。国際法を用いた説得が奏功しなければ武力を用いる場面もあったであろうが、外交官の最大の役割は戦争を回避して平和裡に自国の権利主張を貫徹することであり、そのためには国際法の諸規則を東アジア諸国の政府関係者が理解・納得できるような形で説明しなければならないはずである。その過程で、ヨーロッパ国際法は、キリスト教などのヨーロッパ文明に固有の要素を極力排除して、その法規則内容を普遍的に適用・受容可能なものとしていかざるを得なかったのではないかというのが、申請者のさしあたりの仮説であり、これを本研究を通じて論証したいと考えている。これが本研究のもう一つの大きな課題である。

### 3. 研究の方法

公文書館等における外交文書の渉猟作業と収集史料の分析。

### 4. 研究成果

一冊の英文著作としての公表を予定しているが、研究の射程が広がったとの事情もあり、いまだ執筆を終えていない。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

Tetsuya Toyoda, "Contribution of the Neo-Confucianism to the Modern International Law: For its Conception in Europe and for its Acceptance in Japan", Wuhan University International Law Review (武大国际法评论), Vol. 13 (2010), pp. 93-112.

豊田哲也「新旧グローバル化と国際法のパラダイム転換」日本国際経済法学会年報 20 巻 (2011 年)154-167 頁。

[学会発表] (計1件)

豊田哲也「国際法の構造転換の要因としての国際経済関係」日本国際経済法学会 2010 年研究大会 (2010 年 10 月 23 日) 於神奈川県

[図書] (計1件)

Tetsuya Toyoda, Theory and Politics of the Law of Nations - Political Bias in International Law Discourse of Seven German Court Councilors in the Seventeenth and Eighteenth Centuries. Leiden ; Boston : Martinus Nijhoff Publishers, 2011

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

豊田哲也 (国際教養大学・准教授)

研究者番号 : 4 0 4 3 6 5 0 6

(2) 研究分担者

( )

研究者番号 :

(3) 連携研究者

( )

研究者番号 :